

第10 市の初動体制

豊橋市の初動体制については、「豊橋市災害対策実施要領」より抜粋します。
地震及び津波災害の場合の本市における非常配備体制は以下のとおりです。

1 職員の配備体制

表8 豊橋市の非常配備基準（地震災害の場合）

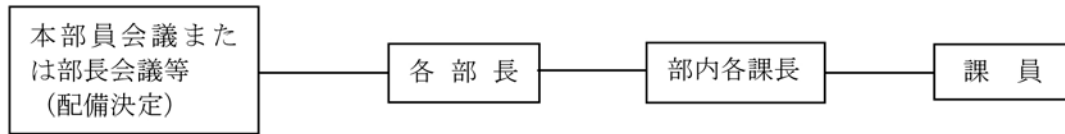
配備体制		配 備 基 準		非常配備体制の決定	配備を要する課(班)等	備 考
準備体制		南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき		防災危機管理課長が決定	防災危機管理課通信指令課（常駐）	「豊橋ほっとメール」による情報提供状況に応じ各部局で対応
災害対策本部	第一非常配備	本市震度４の地震が発生した場合		市長が決定 （危機管理統括部長は、被害状況等を確認しながら、非常配備体制について関係部班長と協議を行い、協議結果を受け、市長が決定する。但し、緊急を要する場合はその限りではない。）	災害対策本部事務局 関係部・班長が決定した課	各課長は、配備段階、状況に応じ人員をその都度決定し、防災危機管理課長に報告
		愛知県外海、伊勢・三河湾に津波注意報が発表されたとき				
	第二非常配備	本市震度４の地震により被害が発生した場合	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき			
		愛知県外海、伊勢・三河湾に津波警報が発表されたとき				
	第三非常配備	本市震度５弱、５強の地震が発生した場合		市長が決定	災害対策本部事務局 関係部・班長が決定した課	配備指示を受けた班長は、状況に応じ人員を決定し、配備状況を人事課長に報告 報告を受けた人事課長は、防災危機管理課長に報告
		愛知県外海、伊勢・三河湾に大津波警報が発表されたとき				
		地震により相当の被害が発生した場合				
	第四非常配備	本市震度６弱、６強、７の地震が発生した場合	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき		災害対策本部事務局 全職員	班長は配備状況を人事課長に報告 報告を受けた人事課長は、防災危機管理課長に報告
地震により甚大な被害が発生した場合						

・避難所を開設する場合、避難所要員は指定されている避難所へ配備につく。

2 職員の参集及び連絡体制

(1) 勤務時間内の場合

勤務時間内における非常配備の伝達は、配備決定に基づき、次の系統で伝達し、動員する。



各部長は、配備決定及び動員についての伝達事項を受けたときは、部内各課長を通じ課員に伝達するものとし、伝達を受けた各部各課は速やかに指定された配備体制を整えるものとする。

(2) 勤務時間外・休日等の場合

勤務時間外、休日等における非常配備の伝達は、次のとおりとする。

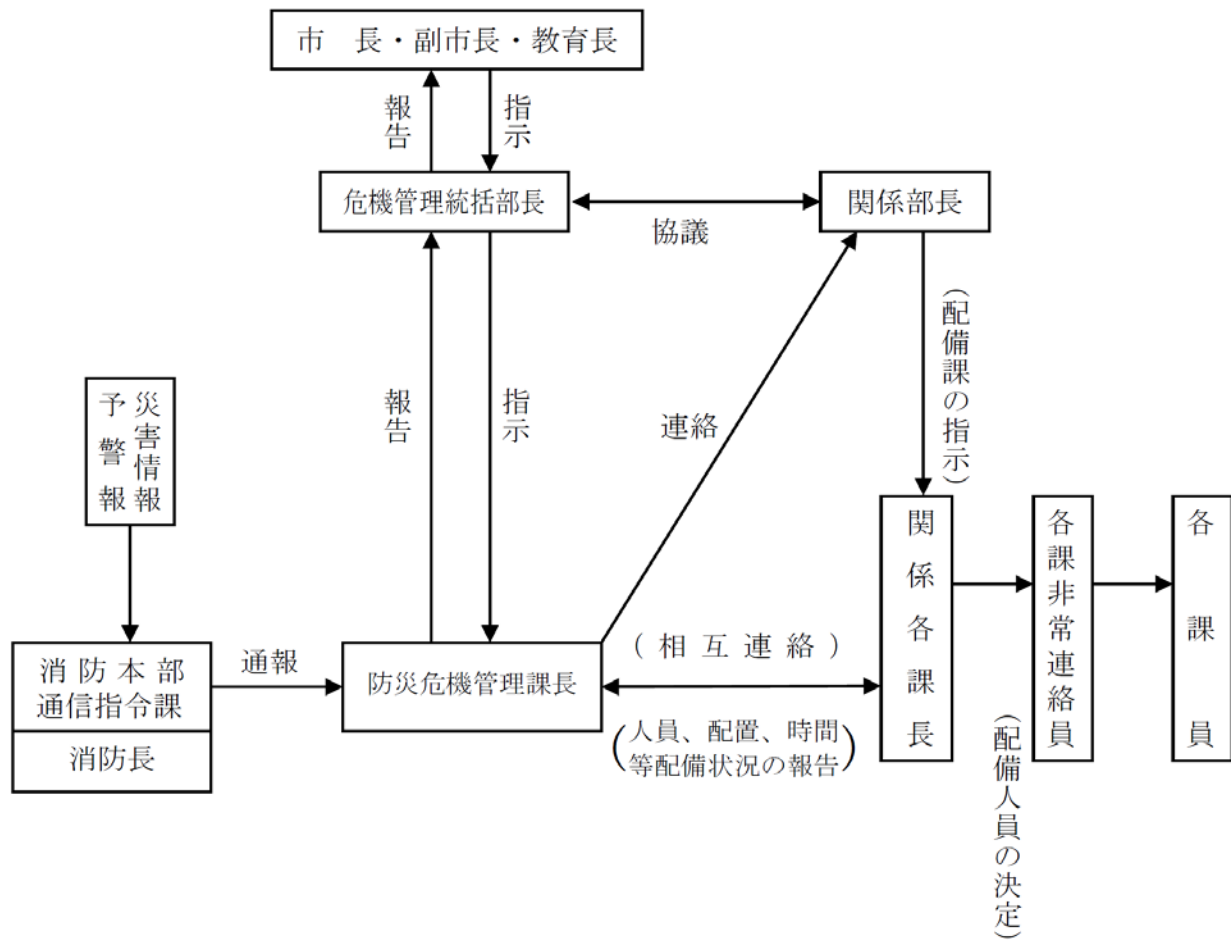
ア. 非常連絡員

防災行政事務取扱要綱第13条及び第14条に基づき、休日、夜間における各課の非常連絡、所要職員の動員を円滑に行うため、各課長は、各課に1人の非常連絡員を定め、危機管理統括部長に報告しなければならない。非常連絡員に変更を生じた場合も同様とする。

イ. 非常連絡

- (ア) 通信指令課職員は、休日、夜間等において、県防災局等から非常配備に該当する警報、その他災害に関する緊急情報を得たときは、直ちに防災危機管理課長に通報する。
- (イ) 通報を受けた防災危機管理課長は、危機管理統括部長に報告する。報告を受けた危機管理統括部長は、市長、副市長に報告する。
- (ロ) 防災危機管理課長は、危機管理統括部長の指示に基づき、直ちに関係部長に連絡する。
- (ハ) 非常配備体制については、市長が速やかに関係部・班長と協議検討し、配備決定する。
- (ニ) 配備決定後、関係部・班長は、直ちに所属の関係課長に連絡する。
- (ホ) 連絡を受けた各課長は、直ちに所属の非常連絡員に連絡し、非常配備要員の非常招集に関し必要な指示を与え、速やかに配備体制を整えるものとする。
- (ヘ) 指示を受けた非常連絡員は、直ちに所属の非常配備要員に連絡をする。
- (ヘ) 連絡を受けた職員は、直ちに登庁し、所定の配備体制につくものとする。
- (ケ) 各課長は、課員を招集したときは、その状況（参集した職員の氏名及び参集時間等）を速やかに防災危機管理課長又は人事課長に報告しなければならない。
- (コ) 各課長等は、あらかじめ課員の非常連絡の系統を定め、所属職員に対して、周知徹底しておくものとする。

非常連絡系統図



(3) 非常参集について

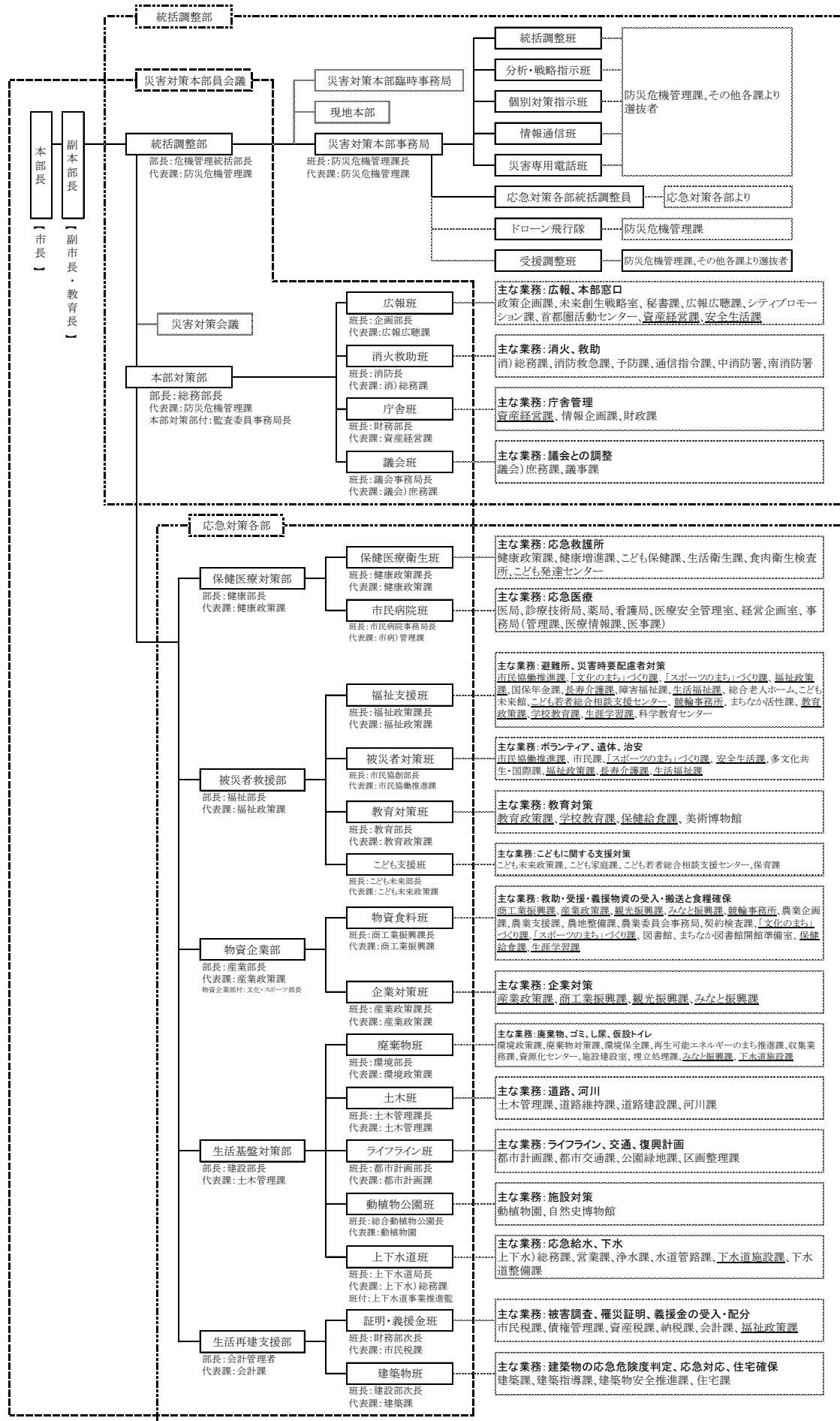
休日、夜間等において災害が発生したとき、災害が発生するおそれがあると知ったときは非常配備基準に従い、すすんで所属の部班と連絡をとり、又は自らの判断で所定の場所に参集しなければならない。

3 災害対策本部の体制

災害対策本部の体制は以下のとおりです。

令和3年4月 現在

災害対策本部機構図



複数の業務がある課に下線: 資産経営課、市民協働推進課、「文化のまち」づくり課、「スポーツのまち」づくり課、安全生活課、福祉政策課、長寿介護課、生活福祉課、産業政策課、商工業振興課、観光振興課、みなと振興課、競輪事務所、下水道施設課、教育政策課、学校教育課、保健給食課、生涯学習課